

令和6年度  
定期監査等結果報告書

市民協働部

いわき市監査委員



いわき市議会議長 永山宏恵様  
いわき市長 内田広之様

いわき市監査委員 増子裕昭  
同 大和田了寿  
同 菅波健  
同 坂本稔

### 定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の対象  
市民協働部

2 監査実施期間  
令和6年9月20日から同年12月20日まで

3 監査の範囲  
令和6年4月1日から同年7月31日までに、執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の対象のリスク

監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査した。

- (1) 随意契約に関する事務
- (2) 補助金に関する事務
- (3) 現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務
- (4) 収納に関する事務
- (5) 他自治体において、リスクが顕在化した事例等
- (6) 前回指摘した事項
- (7) その他

## 5 監査の方法

部長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

## 6 監査の結果

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

## <是正改善を要する事項>

### 1 収入事務

収入事務において、調定が行われていない例が認められた。

(地域振興課、国保年金課)

#### 【事例1】地域振興課

※ 歳入を収入するときは、地方自治法第231条の規定による調定を行わなければならないが、令和6年度福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）補助金については、市財務規則第37条第1項第4号に規定する随時の収入金で納入通知書を発しないものに該当することから、その調定は、原因の発生したときである交付決定通知の收受日（令和6年4月24日）に行わなければならないが、監査実施時点（同年10月7日）において調定が行われていなかった。

#### 【事例2】国保年金課

※ 歳入を収入するときは、地方自治法第231条の規定による調定を行わなければならないが、過誤納還付金の返納に係る雑入については、市財務規則第37条第1項第3号に規定する随時の収入金で納入通知書を発するものに該当することから、その調定は、原因の発生したときである返納決定日（令和6年6月18日）に行わなければならないが、監査実施時点（同年10月15日）において調定が行われていなかった。

また、会計年度単位、月単位または日単位で定めた収入金に該当しないことから、その納期限は、市財務規則第43条第1項第4号の規定により、調定の日（令和6年6月18日）から14日以内の日（同年7月2日まで）を指定しなければならないが、同年7月19日に指定されていた。

### 地方自治法

(歳入の収入の方法)

第231条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

### いわき市財務規則

(調定の時期)

第37条 調定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期にしなければならない。

- (1) 納期の一定している収入金で納入の通知を発するもの 市長が別に定めるものを除くほか、納期の10日前まで
- (2) 納期の一定している収入金のうち申告納付又は申告納入に係るもの 申告書の提出のあったとき。
- (3) 随時の収入金で納入通知書を発するもの 原因の発生したとき。
- (4) 随時の収入金で納入通知書を発しないもの 原因の発生したとき又は収入のあったとき。

### 2 (略)

(納期限)

第43条 収入金の納期限は、別段の定めがある場合はこれにより、定めがない場合は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより指定しなければならない。

- (1) 会計年度単位で定めた収入金 その年度の4月末日

- (2) 月単位で定めた収入金 その月の10日
- (3) 日単位で定めた収入金 その初日
- (4) その性質上、前3号の定めによることができない収入金 調定の日から14日以内の日

## 2 支出事務

補助金の交付事務において、添付すべき書類の提出がないまま申請書等を受理し、交付決定を行っている例が認められた。

(生活安全課)

※ 市地区防犯協会連合会補助金の交付事務において、市補助金等交付規則第4条第1項第3号の規定による前年度決算書並びに市地区防犯協会連合会補助金交付要綱第5条の規定による地区防犯協会連合会の会則、役員名簿及び会員に関する書類の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。

### いわき市補助金等交付規則

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

### いわき市地区防犯協会連合会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種犯罪の防止、青少年の健全育成及び防犯思想の高揚を図るため、いわき中央地区防犯協会連合会、いわき東地区防犯協会連合会及びいわき南地区防犯協会連合会(以下「地区防犯協会連合会」という。)の行う事業(以下「事業」という。)に対する補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則(昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第1項第4号の書類は、地区防犯協会連合会の会則、役員名簿及び会員に関する書類とする。

### 3 契約事務

契約事務において、設計書の決定に係る専決がなされていない例が認められた。

(国民健康保険田人診療所)

※ 診療所用コンピュータ等保守管理業務委託の契約事務においては、その設計額が250万円未満であることから、設計書の決定について所長の専決事項となっているが、専決がなされていなかった。

#### いわき市職務権限規程

(権限行使の区分)

第32条 各職位は、共通事務、財務事務及び分掌事務の専決については、次項及び別表第2から別表第5までに定めるところにより行う。

2～3 (略)

別表第2 (第32条関係) (抜粋)

#### 共通専決事項

#### 2 財務事項

(6) 委託関係 (工事に係るものを除く。)

項目	副市長	本庁機関		その他の 出先機関の長
		部長	課長	
2 <u>設計書の決定</u> 3 予定価格及び 最低制限価格の決定		設計額が 1,000万円以上	設計額が 1,000万円未満	設計額が 250万円未満

備考

1～2 (略)

3 この表中「その他の出先機関の長」とは、小川地域活性化センター、地域交流センター田人ふれあい館、地域防災交流センター久之浜・大久ふれあい館、いわき震災伝承みらい館、国民健康保険田人診療所、内郷授産場、千寿荘、地域交流センター三和ふれあい館、健康増進研修施設、子育てサポートセンター及び計量検査所の長をいう。